

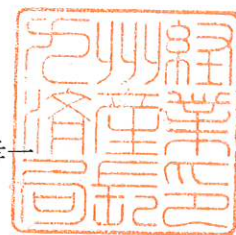
平成13・07・30九州ア第1号

平成13年8月3日

サツマ薬品株式会社

代表取締役社長 笠満雄 殿

九州経済産業局長 吉本 孝一



アルコール販売事業許可書

平成13年7月26日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法
(以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

なお、申請のありました営業所又は貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

記

1. 許可番号 2-8-05126

2. 条件

- (1) アルコール(特定アルコール(法第2条第4項に規定する特定アルコールをいう。
以下同じ。)を除く。)を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする
営業所又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書
を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール(特定アルコールを除く。)とは別
に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1
項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- (3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間
保存すること。